



(処分管理計画)  
**第二十五条** 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画（以下「処分管理計画」という。）を定めなければならない。

施行者は、処分管理計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

国土交通大臣は、前項の届出があつた場合においては、関係行政機関の長の意見を聴き、この法律及び当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画（第三条第一項の同意を得たものに限る。第四十条から第四十六条までにおいて同じ。）又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画（第三条第一項の同意を得たものに限る。第四十四条から第四十六条までにおいて同じ。）の趣旨に照らして必要があると認めるとときは、当該処分管理計画の変更を求めることができる。

前二項の規定は、施行者又は施行者であつた者が処分管理計画を変更した場合に準用する。

前条第三項の規定は、処分管理計画を定め、又は変更しようとする場合に準用する。

**第四節 造成敷地等の処分及び管理等**

前二項の規定は、施行者又は施行者であつた者が処分管理計画を変更した場合に準用する。

前条第三項の規定は、処分管理計画を定め、又は変更しようとする場合に準用する。

**第五節 造成敷地等の処分及び管理等**

前二項の規定は、施行者又は施行者であつた者が処分管理計画を変更した場合に準用する。

**第六節 造成敷地等の処分及び管理等**

前二項の規定は、施行者又は施行者であつた者が処分管理計画を変更した場合に準用する。

**第七節 造成敷地等の処分及び管理等**

前二項の規定は、施行者又は施行者であつた者が処分管理計画を変更した場合に準用する。

**第八節 造成敷地等の処分及び管理等**

前二項の規定は、施行者又は施行者であつた者が処分管理計画を変更した場合に準用する。

するものとする。ただし、他の法律に基づき管理すべき者があるとき、又は処分管理計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

施行者は、第二十六条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

施行者である者は、第二十六条第二項の公告の日以後においては、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかるわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

（公共施設の用に供する土地の帰属）

**第二十九条** 工業団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地が国又は地方公共団体が所有するものは、第二十六条第二項の公告の日の翌日において施行者であつた者に帰属するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日ににおいてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

（造成工場敷地等の建設）

**第三十条** 施行者が、国土交通省令で定めた者から造成工場敷地を譲り受けた者は、公正な方法で選考して決定するものとする。この場合においては、製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しなければならない。

（造成工場敷地等の建設）

**第三十一条** 施行者であつた者は、造成工場敷地について、国土交通省令で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならない。

（造成工場敷地等の譲受人の資格）

（造成工場敷地の譲受人の公募）

（造成工場敷地の譲受人は、少なくとも、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならぬ。）

（造成工場敷地の譲受人の公募）

（造成工場敷地の譲受人の公募）

一 当該造成工場敷地においてみずから製造工場等を経営しようとする者であること。  
二 製造工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。  
三 譲渡の対価の支払能力がある者であること。

（造成工場敷地の譲受人の選考）

**第三十二条** 施行者であつた者は、造成工場敷地の譲受人を、公正な方法で選考して決定するものとする。この場合においては、製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しなければならない。

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）

**第三十三条** 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者は、国土交通省令で定めるものとし、この場合においては、造成工場敷地の存続における市町村の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該造成工場敷地の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

（造成工場敷地の建設）

**第三十四条** 第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（造成工場敷地に関する権利の処分の制限）

**第三十五条** 第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（造成工場敷地に関する権利の処分の制限）

**第三十六条** 第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（造成工場敷地に関する権利の処分の制限）

（造成工場敷地に関する権利の処分の制限）

（造成工場敷地に関する権利の処分の制限）

2 前項に規定する承認には、造成工場敷地の製造工場等の敷地としての合理的な利用を確保するため必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）

**第三十五条** 施行者であつた者は、第二十六条第二項の公告があつたときは、造成工場敷地の存続における市町村の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該造成工場敷地の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）

**第三十六条** 第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）

2 前項に規定する承認には、造成工場敷地の

造工場等の敷地としての合理的な利用を確保するため必要な条件を附することができる。この

場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）

本若しくは登記事項証明書の交付を求めること  
ができる。  
(建築物等の収用の請求)

**第三十五条の四** 工業団地造成事業につき都市計  
画法第六十九条の規定により適用される土地收  
用法の規定により土地又は権利が收用される場  
合において、権原により当該土地又は当該権利  
の目的である土地に建築物その他の土地に定着  
する工作物を所有する者は、その工作物の收用  
を請求することができる。

2 土地收用法第八十七条の規定は、前項の規定  
による收用の請求について準用する。  
(費用の負担)

**第三十六条** 工業団地造成事業に要する費用は、  
(書類の送付に代わる公告)

**第三十七条** 施行者又は施行者であつた者は、工  
業団地造成事業の施行に關し書類を送付する場  
合において、送付を受けるべき者がその書類の  
受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の  
住所、居所その他書類を送付すべき場所を確  
知することができないときは、その書類の内容  
を公告することをもつて書類の送付に代えるこ  
とができる。

2 前項の公告があつた場合には、その公  
告の日の翌日から起算して十日を経過した日  
に、当該書類が送付を受けるべき者に到達した  
(監督)

**第三十八条** 国土交通大臣は施行者である府県に  
対し、府県知事は施行者であるその他の地方公  
共団体に対し、それぞれ、それらの者が定めた  
施工計画又はそれらの者が行う工事が、この法  
律、この法律に基づく命令若しくは工業団地造  
成事業である都市計画事業の内容又は施工計画  
に従つていいないと認める場合においては、工業  
団地造成事業の適正な施行を確保するため必要  
な限度において、施工計画の変更又は工事の中  
止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきこ  
とを求めることができる。

2 施行者である地方公共団体は、前項の規定に  
よる要求を受けたときは、当該施工計画の変更  
又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な  
措置を講じなければならない。  
3 國土交通大臣は、第三十条から第三十二条ま  
での規定に違反する譲受人の決定又は違法若し  
くは不当な第三十四条の規定に基づく承認若し  
め。

くは不承認の処分が行われたときは、造成工場  
敷地の適正な処分及び管理を確保するため必要  
な限度において、施行者であつた者に対し、造  
成工場敷地の処分の差止めを求め、又は承認若  
しくは不承認の処分を取り消すことができる。

4 施行者であつた者は、前項の規定による要求  
を受けたときは、当該処分を差し止めなければ  
ならない。

(報告、勧告等)

**第三十九条** 国土交通大臣は施行者に對して、府  
県知事は施行者である市町村に對して、それぞ  
れその施行する工業団地造成事業の施行に關  
し、この法律の施行のため必要な限度において同  
じ。は、近郊整備区域内又は都市開発区域内  
において政令で定める製造業(物品の加工修理  
業を含む)、運送業、倉庫業その他の事業を営  
む者に対し、その事業に必要な工場、事業場又  
は政令で定めるその他の施設の用に供するため  
普通財産である国有財産を譲渡する場合におい  
て、當該近郊整備区域内に係る近郊整備区域建設  
計画又は當該都市開発区域内に係る都市開発区域  
建設計画に照らして適當であると認められるとき  
は、その売払代金又は交換差金について、確  
実な担保を徵し、かつ、利息を附して、十年以  
内的延納の特約をすることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定により延納の  
特約をした場合において、當該財産の譲渡を受  
けた者のする管理が適當でないと認めるときは、  
是、ただちにその特約を解除しなければなら  
ない。

3 各省各庁の長は、第一項の規定により延納の  
特約をした場合において、當該財産の譲渡を受  
けた者のする管理が適當でないと認めるときは、  
是、ただちにその特約を解除しなければなら  
ない。

**第四十条** 施行者であつた者が第三十三条第一項  
の規定に基づいてした承認又は不承認の処分に  
不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請  
求をすることができる。

(工業団地造成事業用地についての配慮)

**第四十一条** 国又は地方公共団体の行政機関は、  
近郊整備区域内又は都市開発区域内の土地を工  
業団地造成事業の用に供するため、法令の規定  
による許可その他の処分を求められたときは、  
工業団地造成事業が促進されるよう配慮するも  
のとする。

(鉄道又は軌道の敷設等のための資金のあつせ  
ん)

**第四十六条** 国は、一般公衆の利用に供する鉄道  
又は軌道で近郊整備区域又は都市開発区域内を育  
成发展させるため必要であると認められるもの  
を敷設する者に対し、必要な資金のあつせんに  
努めなければならない。

(不動産登記法の特例)

**第四十七条** 工業団地造成事業を施行すべき土地  
の区域内の土地及び建物の登記については、政  
令で不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三  
号)の特例を定めることができる。

(政令への委任)

**第四十八条** この章に特に定めるもののほか、こ  
の章の規定によりすべき公告の方法その他この  
章の規定の実施のため必要な事項は、政令で定  
め。

### 第三章 雜則

#### (施設の整備等)

**第四十四条** 国及び地方公共団体(港務局を含  
む)は、近郊整備区域建設計画及び都市開發  
区域建設計画を達成するため必要な施設の整備  
の促進に努めなければならない。

(国有財産の売払代金等の特約)

**第四十五条** 各省各庁の長(国有財産法(昭和二  
十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定す  
る各省各庁の長をいう。以下この条において同  
じ。は、近郊整備区域内又は都市開發区域内  
において政令で定める製造業(物品の加工修理  
業を含む)、運送業、倉庫業その他の事業を営  
む者に対し、その事業に必要な工場、事業場又  
は政令で定めるその他の施設の用に供するため  
普通財産である国有財産を譲渡する場合におい  
て、當該近郊整備区域内に係る近郊整備区域建設  
計画又は當該都市開發区域内に係る都市開發区域  
建設計画に照らして適當であると認められるとき  
は、その売払代金又は交換差金について、確  
実な担保を徵し、かつ、利息を附して、十年以  
内的延納の特約をすることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定により延納の特  
約をしようとするときは、延納期限、担保及び  
利率について、財務大臣に協議しなければなら  
ない。

3 各省各庁の長は、第一項の規定により延納の  
特約をした場合において、當該財産の譲渡を受  
けた者のする管理が適當でないと認めるときは、  
是、ただちにその特約を解除しなければなら  
ない。

4 各省各庁の長は、第一項の規定による減収額  
に係る不均一の課税をした場合において、これら  
の措置が政令で定める場合に該当するものと認  
められるときは、地方交付税法(昭和二十五年  
法律第二百十一号)第十四条の規定による当該  
地方公共団体の各年度における基準財政收入額  
は、同条の規定にかかるわらず、当該地方公共團  
体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関す  
るこれらの措置による減収額にあつては、これ  
らの措置がなされた最初の年度以降三箇年度に  
おけるものに限る)のうち総務省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による当  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
なされた最初の年度以降三箇年度におけるものに  
限る)のうち総務省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年  
度)における基準財政収入額となるべき額から  
控除した額とする。

5 これらの措置による減収額にあつては、これ  
らの措置がなされた最初の年度以降三箇年度に  
おけるものに限る)のうち総務省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による当  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
なされた最初の年度以降三箇年度におけるものに  
限る)のうち総務省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年  
度)における基準財政収入額となるべき額から  
控除した額とする。

6 これらの措置による減収額にあつては、これ  
らの措置がなされた最初の年度以降三箇年度に  
おけるものに限る)のうち総務省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による当  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
なされた最初の年度以降三箇年度におけるものに  
限る)のうち総務省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年  
度)における基準財政収入額となるべき額から  
控除した額とする。

7 これらの措置による減収額にあつては、これ  
らの措置がなされた最初の年度以降三箇年度に  
おけるものに限る)のうち総務省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による当  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
なされた最初の年度以降三箇年度におけるものに  
限る)のうち総務省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年  
度)における基準財政収入額となるべき額から  
控除した額とする。

8 これらの措置による減収額にあつては、これ  
らの措置がなされた最初の年度以降三箇年度に  
おけるものに限る)のうち総務省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による当  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
なされた最初の年度以降三箇年度におけるものに  
限る)のうち総務省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年  
度)における基準財政収入額となるべき額から  
控除した額とする。

9 これらの措置による減収額にあつては、これ  
らの措置がなされた最初の年度以降三箇年度に  
おけるものに限る)のうち総務省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による当  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
なされた最初の年度以降三箇年度におけるものに  
限る)のうち総務省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年  
度)における基準財政収入額となるべき額から  
控除した額とする。

10 これらの措置による減収額にあつては、これ  
らの措置がなされた最初の年度以降三箇年度に  
おけるものに限る)のうち総務省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による当  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
なされた最初の年度以降三箇年度におけるものに  
限る)のうち総務省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年  
度)における基準財政収入額となるべき額から  
控除した額とする。

11 これらの措置による減収額にあつては、これ  
らの措置がなされた最初の年度以降三箇年度に  
おけるものに限る)のうち総務省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による当  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
なされた最初の年度以降三箇年度におけるものに  
限る)のうち総務省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年  
度)における基準財政収入額となるべき額から  
控除した額とする。

12 これらの措置による減収額にあつては、これ  
らの措置がなされた最初の年度以降三箇年度に  
おけるものに限る)のうち総務省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による当  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
なされた最初の年度以降三箇年度におけるものに  
限る)のうち総務省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年  
度)における基準財政収入額となるべき額から  
控除した額とする。

13 これらの措置による減収額にあつては、これ  
らの措置がなされた最初の年度以降三箇年度に  
おけるものに限る)のうち総務省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による当  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
なされた最初の年度以降三箇年度におけるものに  
限る)のうち総務省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年  
度)における基準財政収入額となるべき額から  
控除した額とする。

14 これらの措置による減収額にあつては、これ  
らの措置がなされた最初の年度以降三箇年度に  
おけるものに限る)のうち総務省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による当  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
なされた最初の年度以降三箇年度におけるものに  
限る)のうち総務省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年  
度)における基準財政収入額となるべき額から  
控除した額とする。

15 これらの措置による減収額にあつては、これ  
らの措置がなされた最初の年度以降三箇年度に  
おけるものに限る)のうち総務省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による当  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
なされた最初の年度以降三箇年度におけるものに  
限る)のうち総務省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年  
度)における基準財政収入額となるべき額から  
控除した額とする。

16 これらの措置による減収額にあつては、これ  
らの措置がなされた最初の年度以降三箇年度に  
おけるものに限る)のうち総務省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による当  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
なされた最初の年度以降三箇年度におけるものに  
限る)のうち総務省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年  
度)における基準財政収入額となるべき額から  
控除した額とする。

17 これらの措置による減収額にあつては、これ  
らの措置がなされた最初の年度以降三箇年度に  
おけるものに限る)のうち総務省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による当  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
なされた最初の年度以降三箇年度におけるものに  
限る)のうち総務省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年  
度)における基準財政収入額となるべき額から  
控除した額とする。

18 これらの措置による減収額にあつては、これ  
らの措置がなされた最初の年度以降三箇年度に  
おけるものに限る)のうち総務省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による当  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
なされた最初の年度以降三箇年度におけるものに  
限る)のうち総務省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年  
度)における基準財政収入額となるべき額から  
控除した額とする。

される場合を除き、地方税法(昭和二十五年法律  
第二百二十六号)第六条の規定により、政令  
で定める地方公共団体が、都市開發区域内にお  
いて製造の事業の用に供する設備を新設し、又  
は増設した者について、その事業に係る工場用  
の建物若しくはその敷地である土地の取得に対  
する不動産取得税又はその事業に係る機械及び  
装置若しくはその事業に係る工場用の建物若し  
くはその敷地である土地に対する固定資産税に  
係る不均一の課税をした場合において、これら  
の措置が政令で定める場合に該当するものと認  
められるときは、地方交付税法(昭和二十五年  
法律第二百十一号)第十四条の規定による当該  
地方公共団体の各年度における基準財政收入額  
は、同条の規定にかかるわらず、当該地方公共團  
体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関する  
法律第二百二十六号)第六条の規定により市町村が  
處理することとされている事務(府県が造成した造  
工場敷地に係るものに限る)は、地方自治  
法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受  
託事務とする。

### 第四章 賨則

#### (權限の委任)

**第四十七条の三** 第二十六条第二項の規定により  
市町村が處理することとされている事務(府県が  
造成した造工場敷地に係るものに限る)は、地方自治  
法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受  
託事務とする。

**第四十八条** 第三十三条第一項の規定に違反し  
て、造成工場敷地を製造工場等の建設以外の目  
的に使用した者は、一年以下の拘禁刑又は十万  
円以下の罰金に處する。

**第四十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三十三条第一項の規定に違反して、計画の承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従つて製造工場等を建設しなかつた者

二 第三十四条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けないで、造成工場敷地を権利者に引き渡した者

三 第三十四条第二項の規定により付した条件に違反した者

四 第三十五条第四項又は第三十五条第三項又是第三十五条第二第一項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

**第五十条** 第三十五条第四項又は第三十五条第三項又是第三十五条第二第一項の規定により付した条件に違反して、第三十五条第三項又是第三十五条第二第一項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

**第五十一条** 第三十四条第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に処する。

**附 則 抄**

(施行期日) ○一号

1 この法律(第一条を除く。)は、新法の施行の日から施行する。

(施行期日) 九号抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえずの範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (昭和四七年七月一日法律第一一)**

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえずの範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 抄**

(昭和四九年六月一六日法律第九)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(経過措置)

**第五十三条** この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊綠地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興特別措置法、奄美群島復興特別措置法、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る国、財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律(不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む。)又は水資源開発公団法(以下「国土総合開発法等」と総称する。)の規定により國の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相當の國の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知などその他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の國土総合開発法等の規定により國の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相當の國の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知などその他の行為とみなす。

**附 則 (昭和五三年五月二三日法律第五)**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五四年三月三〇日法律第五)**

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条(台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。)及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十一条及び第十四条から第三十二条までの規定昭和五十四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (昭和四九年六月一日法律第六七)**

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 一号抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえずの範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 六号抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 七号抄

1 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条(節名並びに二款及び款名を加える改正規定)(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

3 前項の事件に關し執行官が受けた手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 八号抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 九号抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 一〇号抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 一一号抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 一二号抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 一三号抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 一四号抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 一五号抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 一六号抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 一七号抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 一八号抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 一九号抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 二〇号抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 二一號抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 二二號抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 二三號抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 二四號抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 二五號抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 二六號抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 二七號抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 二八號抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四)**

1 (施行期日) 二九號抄

1 この法律は、公布の日から施行する。



**第一号** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日

**(施行期日)** **抄** **附 則 (令和六年六月一四日法律第五二号)**

**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**附 則 (令和六年六月一七日法律第六八号)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(罰則に関する経過措置)**

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**3**

不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

**(政令への委任)**  
**第四十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。